

## <市民との意見交換会資料補足>

### <スライド-1, 2> 市民の皆様との意見交換会

「秋水園及び焼却炉の状況、基本方針策定の必要性」、「これまでの取り組み、市が考  
える目指すべき方向性」、「単独処理及び広域処理、施設整備用地、処理方式、施設規  
模、整備スケジュール」の3つの項目について説明いたします。

### <スライド-3~9> 秋水園及び焼却炉の状況、基本方針策定の必要性

#### (1) 秋水園の概要やごみ処理の流れ

- 市内で収集したごみを焼却施設やリサイクルセンター等で中間処理を行うこと  
で、資源化などに取り組んでおります。「燃やせるごみ」や「粗大ごみの可燃分」  
については、焼却施設で燃やし、その灰を「エコセメント」というものにリサイ  
クルしています。
- 現施設は昭和 56 年に竣工したもので、1日 75 トンのごみを燃やせる焼却炉が  
2基あり、1日 150 トンを処理できます。二度の大規模な延命化・改修工事を行  
いながら、平成 30 年で稼働 37 年目となっております。

#### (2) 基本方針策定の必要性

- 一般的なごみ焼却施設は、25年から35年で寿命を迎えております。平成28年  
度にごみ焼却施設の状況を調査した結果、適切な維持管理・修繕を行うことで、  
平成42年度(2030年度)までの稼働は可能と判断されましたが、施設の老朽化  
は進んでいることが分かりました。
- 安全・安定的な処理を継続していくため、今後のごみ処理施設の整備に向けて、  
「基本方針」の策定に向けた検討が必要となります。
- ごみ焼却施設の一般的な整備工程には、以下の5つの工程があります。
  - ①「基本方針」の策定・・・どのような施設にするのか
  - ②「基本計画」の策定・・・具体的な設備や施設の運営方法を検討
  - ③「事業者」の選定・・・施設を建設する事業者を選定
  - ④「基本設計」の検討・・・具体的な施設の設計を行う
  - ⑤「建設工事」の実施・・・ごみ焼却施設を建設今後のごみ焼却施設の整備は、これから策定する基本方針に沿って検討を進めて  
いくこととなります。

## <スライド-10~17> これまでの取り組み、市が考える目指すべき方向性

### (1) これまでの取り組み

- 秋水園周辺の住民の方や公募市民の方、大学教授などの学識経験者の方で構成された「東村山市ごみ処理施設のあり方検討会」（以下、あり方検討会）を設置し、市民の方の視点や専門的な見地から、平成 28 年 7 月より約 2 年間、様々な可能性を念頭にゼロベースにて検討していただきました。
- あり方検討会の検討を踏まえ、市ではごみ処理に関わる部署だけでなく関係各部にまたがる横断的な組織として、「東村山市ごみ処理施設整備計画推進本部」を設置し、市が策定している第 4 次総合計画などの計画や施策等の行政の視点を加えて、平成 30 年 5 月から検討を重ね、資料に記載されている 6 つの項目について、市の考え方を整理しました。

### (2) 市が考える目指すべき方向性

- ①社会動向等の状況に対応し、常にごみを安全かつ安定的に処理できる施設
  - ②循環型社会を推進し、資源の有効利用に寄与する施設
  - ③周辺環境に配慮し、低炭素社会に資する施設
  - ④施設整備及び維持管理・運営にあたり経済性に配慮した施設
- これら 4 つの目指すべき方向性は、ごみ処理施設として「ごみを処理する」という第一の役割について整理した内容であり、今後、どのような処理を行う上でも重要となる大きな方向性と考えます。
  - 基本方針ではハード面である施設本来の役割について整理し、景観や周辺との関わり方などのソフト面については、基本計画策定の段階で、さらに市民の皆様のご意見を幅広く丁寧に伺いながら、検討を行ってまいります。

## <スライド-18~25> 単独処理及び広域処理

### (1) 環境的側面

- 資料に記載されている6つの項目について検討しました。その結果、どちらの処理においても、法律に定める一般廃棄物処理施設の技術上の基準を順守できることから、優位性に差がないと判断しました。

### (2) 経済的側面

- 資料に記載されている3つの項目について検討しました。その結果、収集運搬費は運搬距離に応じて費用が増加しますが、施設整備費、維持管理・運転費は施設規模が大きくなるほど1トン当たりの建設単価の低減がなされる傾向のため、トータルコストでは広域処理に優位性があると判断しました。

### (3) 社会的側面

- 資料に記載されている2つの項目について検討しました。その結果、広域化による分別区分の変更や回収方法、また、施設が市外であった場合に、粗大ごみの自己搬入の利便性が低下することが考えられます。また、ごみ処理施設が地震などの災害により発生する災害廃棄物の処理等だけでなく、災害時における市民の一時的な避難所などになることが考えられ、他市と調整が不要な単独処理に優位性があると判断しました。

### (4) 実現可能性

- 資料に記載されている2つの項目について検討しました。その結果、近隣自治体と東村山市の計画が整合しないこと、また、近隣施設の現在の焼却施設の余力状況を推算したところ、当市の燃やせるごみの量が近隣施設の余力状況を上回ったことから、広域処理は困難であると判断しました。

### (5) まとめ

- 市は、ごみの安全・安定的処理が最優先事項と考えており、これまでの検討結果を踏まえ、「実現可能性」に関わる項目が最も重要な項目と考えます。現時点においては、広域化の実現は困難であり、新たなごみ焼却施設は単独処理として整備を進めていくことが現実的であると考えます。

## <スライド-26~30> 施設整備用地

### (1) 絞り込み条件

- 絞り込み条件として、面積が 10,000 m<sup>2</sup>以上かつ代替施設が必要となる建物（例：小学校）などが立地していないことを設定しました。  
この条件で抽出された用地について、用地の形状や道路の幅員、土地の利用状況、国や都の法令、また市の計画、施策との整合性について整理しました。

### (2) 検討結果

- 面積による絞り込みの結果、公有地では7カ所、法人所有地で1カ所、民有地で13カ所、全部で21カ所の用地が抽出されました。  
※ 所有者への影響を鑑み、法人所有地、民有地については非公表としております。また、公有地7カ所につきましては、スライド 29 にて地図を掲載しております。
- 21カ所の用地について、上記の条件で整理した結果、秋水園以外の抽出された土地は、都市計画公園などの指定区域であったり、民有地の多くは農地、畑であったりしたことから、第4次総合計画などの市の計画との整合がとれず、現実的ではないと整理しました。

### (3) まとめ

- 検討結果より、今後のごみ焼却施設の施設整備用地は、秋水園が現実的と整理しました。

## <スライド-31~37> 処理方式

### (1) 処理方式の検討

- 一般的な処理方式は資料に記載されている7種類のものがあり、現施設は焼却方式です。当市は、多摩地域25市1町で行っている焼却灰などを回収してリサイクルするエコセメント化事業に参加しており、現在と同様、焼却方式を軸に検討することにしました。
- 焼却方式には資料に記載されている3種類のものがあり、現施設で採用しているものは、「ストーカ式」です。どの方式が当市に有用であるか、「建設費・維持管理費」と「運転管理」から検討しました。  
※ スライド34, 35, 36にて、「ストーカ式」、「流動床」、「キルン式」の概略を掲載しております。

### (2) 検討結果及びまとめ

- ストーカ式は流動床やキルン式と比べて、建設費や維持管理費が抑えられる傾向にあり、また、運転管理においても、燃焼制御などが他の2つと比較して容易であることから、ストーカ式に優位性があると判断しました。
- 検討結果から、今後のごみ処理施設における処理方式は、既存施設と同様、焼却方式のストーカ式とすることが、現実的だと市は整理しました。

## <スライド-38, 39> 施設規模

### (1) 検討方法

- ①の「燃やせるごみの年間処理量」(23,412トン)、②の「粗大ごみ等に含まれる可燃分」(670トン)、③の自然災害等により発生する「災害廃棄物量」(2,341トン)をもとに、国が定める方法で規模を算出しました。

### (2) 検討結果及びまとめ

- 施設規模は約100トンとなりましたが、この数値は暫定的であり、今後、ごみ処理の年間目標値などを定めている新たな一般廃棄物処理基本計画や災害廃棄物の処理に関する計画が策定された後に、あらためて検討いたします。

## <スライド 40, 41> 施設整備スケジュール

一般的なごみ処理施設の整備には概ね10年程度の期間を要し、新施設の稼働は平成40年度(2028年度)を目標として進めていくことが現実的だと整理しました。